

該非判定一覧
 - 金型・産業用生産器材 -
 <<工作機械IoTモニタリングシステム>>

- ・当社製品はすべて、輸出令別表第1の16項（キャッチオール規制）に該当します。輸出する際は、お客さまにおいて仕向国および用途・需要者をご確認いただき、客観要件に該当する場合は、輸出許可の取得等の適切な手続きをお願いします。
- ・判定結果は、当社標準品（カタログ掲載品）を対象としています。
- ・型番の「*」印は、任意の桁数の任意の文字・記号を示しています。
- ・当社では、判定結果を、以下の3つに区分しています。

該 当：輸出令別表第1・外為令別表の1項～15項に記載されており、貨物または技術を定める省令（「貨物等省令」）にて規定される仕様を満たす製品および技術。
 非該当：輸出令別表第1・外為令別表の1項～15項に記載されており、貨物等省令にて規定される仕様を満たさない製品および技術。
 対象外：輸出令別表第1・外為令別表の1項～15項に記載されていない製品および技術。

(2026. 2. 14施行政省令等対応)

製品分類	製品名	代表型番	輸出令別表第1		外為令別表		備考
			該非判定	対象項番	該非判定	対象項番	
工作機械 IoTモニタリングシステム	システム_セット導入		非該当	2(36) 4(16) 7(1) 7(2) 7(8の3) 8 9(1) 9(2) 9(7) 10(2) 15(4)	非該当	8(2) 9(2)	
システム追加購入 ・ メンテナンス用機器購入	積層表示灯稼働監視ユニット	該非判定の際に型番が必要な場合は下記連絡先へお問い合わせください 精機営業センター 工作機械IoTモニタリングシステム窓口 TEL0475-32-6301(代)	非該当	7(1) 7(8の3) 10(2)	対象外	-	
	CNC接続稼働監視ユニット		非該当	2(36) 7(2) 8 9(1) 9(2) 15(4)	対象外	-	
	電流稼働監視ユニット		非該当	2(36) 4(16) 7(1) 7(8の3) 8	対象外	-	
	中間処理機		非該当	2(36) 7(2) 8 9(1) 9(2) 15(4)	対象外	-	